

正念場の闘いに総決起を!!



発行所
国鉄労働組合長野地方本部
長野市中御所3-2-22
発行者 平山 芳夫
編集者 清水 孝次

2008年3月15日
第1451号

●国労加入を
大胆に訴えよう!

第二七回拡大地方委員会を開催

地方本部は、三月九日国労長野会館において第二七回拡大地方委員会を開催した。

三・一三鉄道運輸機構の判決を控え、正念場を迎えたJR採用差別事件の闘い、二〇〇八春闘、組織拡大などの重要課題について活発な議論がされ、当面する闘いの方針を確認するとともに総決起の委員会となった。

伊藤公正副委員長長の開会挨拶に続き、議長に新幹線東信駅分会の西沢和之委員を選出した。

平山芳夫委員長は挨拶で、一〇四七名のJR不採用事件の早期解決を再度訴えるとともに、国労の組織拡大を図る重要性と、国民の諸課題解決のため予想される



選挙に勝利しなければならぬと訴えた。

来賓の東日本本部高野苗実書記長は当面する闘いを五点に絞って報告した。

①二〇〇八春闘

東日本・貨物とも二月七日に申し入れを行ない二回の交渉を行なっている。賃金要求の他に現場の必要人員の要求、定数化に力を入れる。

②JR採用差別事件

早期解決へ全力をあげる。裁判の結果を判断し高裁での和解の動きも視野に入れながら政府に解決を迫る。

③一括和解以降の取組み

分会アンケートに基づいて来週にも会社に申し入れを行なう。

・人事評価の公正を期すための方法を探る。
・受験体制の確立を図ると共に、結果について現場長の対応もチェックする。

④貨物の中労委和解

和解金を巡り対立もある

が、和解に向け協議を進めている。

⑤組織強化・拡大

三六協定・ライフサイクル問題で東労組組合員の不満が募っている。国労の運動が問われている。国労復帰・加入と新入社員の前年以上の獲得をめざす。

続いて鉄道退職者の会・小林袈裟文会長から、退職者の会の現状報告と加入促進が訴えられた。

粕尾業務部長が東日本関係の冬期体制・ダイヤ改正・上田駅の感電傷害事故・新規採用者の現場配属に伴う管理者の言動に関する申し



高野東日本本部書記長

新規採用者の現場配属に伴う管理者等の言動に関する緊急申し入れ (抜粋) 長地申5号 3月4日

- 1、新規採用者が現場配属となる4月の勤務指定段階で、特定の組合員を日勤勤務に指定し、昼食時の新規採用者への紹介、勤務終了後の親睦会等への案内など、組合加入への便宜を図ることは止めること。
- 2、新規採用者に、配属先現場で業務に必要な資料の配布に乗じて、特定の組合の加入用紙を入れないこと。また、資料説明時に特定労働組合の加入用紙に記入させることのないようにすること。
- 3、配属後、現場長・助役が特定の組合役員をつれて新規採用者と食事を取ることのないようにすること。
- 4、特定の組合主催の歓迎会等に管理者から参加を慫慂するかなのような案内等を止めること。
- 5、現場配属後、特定の組合への加入を躊躇している採用者に管理者が個別に説得し加入させることや恫喝とも取れるような言動は慎むこと。なお特定の組合加入があたかも採用者の利益になるがごときの言動も止めること。
- 6、管理者が採用者に対し、特定の組合加入のために他の職場の組合員を自由に職場に出入りできるよう便宜等を図ることは止めること。
- 7、いやしくもグリーンアドバイザーが知りえた採用者の氏名、住所、連絡先等の個人情報、その所属する組合への勧誘等に活用することは不法な行為であり、直ちに止めさせること。

十五名が発言 職場要求の実現に向け活発な論議

主な発言

- ☆ 入れ(別掲)、貨物会社では年末手当獲得に向けての申し入れ・ダイヤ改正等の交渉経緯の説明、佐藤書記長が当面する闘争方針案を次の五点にわたって提起した。
- 一、JR不採用事件の早期解決をめざす闘い
- 二、二〇〇八春闘に向けた闘い
- 三、労働条件改善、安全・安定輸送確立
- 四、組織強化・拡大
- 五、政治闘争強化、反戦・平和、民主主義を守る闘い
- ☆ 午後からの討論では、十五名の委員が発言し、活発な討論になった。
- ☆ 不採用問題の地本独自の動と大衆と結びついた運動が必要
- ☆ 闘争団の団結強化を
- ☆ 業者構内作業の手續き不備について
- ☆ ジンジャーシステムの取り扱い
- ☆ 上田駅の感電事故
- ☆ 遠距離通勤の解消
- ☆ アスベストと特殊健康診断の問題
- ☆ 危険作業に対する特殊勤務手当の復活を
- ☆ 新幹線開業による並行在来線と職場存続問題
- ☆ 貨物職場の縮小、高齢化への不安
- ☆ エルダー社員の取り扱い
- ☆ 新規採用者の組合加入の取り組み
- ☆ アルピコグループの現状と労組支援
- ☆ 物販の問題点
- ☆ 現場長との話し合いにより職場の問題を解決
- ☆ 職場での現状と要求などの発言があり、これらの問題について中間答弁も含め佐藤書記長が集約した。(裏面参照)
- ☆ 委員会は闘争方針を承認し、「軍事優先・憲法改悪に反対し、平和と民主主義を目指す特別決議」と、組合員が総決起し闘う姿勢を明確に打ち出した「委員会宣言」を採択、平山委員長の団結カンパロウで終了した。

長野貨物協学学習会開催

長野貨物協議会は二月二十三日、国労長野会館において学習会を開催しました。

当日は昼頃から雨・雪の混じる悪天候となりましたが、それを吹き飛ばすように多くの仲間が熱意を持って参加し学習を深めました。

主催者代表の林啓議長の開会挨拶に始まり、関東貨物協議会齊藤議長、地方本部平山委員長はそれぞれ

の立場で情勢報告を含めた挨拶をいただきました。今回の学習会には、本部久松執行委員を講師に招き、

①第一七八回中央委員会の経過について
②貨物会社をめぐる情勢
③新人事・賃金制度

以上の課題を中心に二時間にもわたる熱弁を振るっていたいただきました。講義内容の要請が多岐にわたっていたため、講演を務めていただいた久松執行委員には大変なご苦勞をお掛けする結果となりました

が、その分、本部役員の方々に直接話を聞く機会の少ない私たちにとって、大きな収穫になりました。最後に質疑・応答を行い、貨物協議会より、三月

ダイヤ改正、二〇〇八年春闘など、当面する諸課題に対する取り組みの提起を行い閉会となりました。



国労本部久松不二夫執行委員

③労働条件改善、安全・安定輸送確立について
エルダー、出向社員の劣悪な労働条件にメスを入れるとともに、非正規社員の社員化、労働条件の改善に目を向けていく。

一括和解による変化が、冬期明けの異動にも表れてきているが、未だに残る国労差別、不公平感の是正にむけ、和解勧告を守らせていく闘い。昇進試験に全組合員が受験に向け積極的に取り組む。

④組織強化・拡大について

全分会が通年の課題であることを認識し、新採者の国労加入実現へ向け一歩前に入る運動とエルダー社員の再加入に向けてしっかり支え、守る運動を強化し、一人でも多くの仲間を組合員としていく。

⑤政治闘争強化、反戦・平和、民主主義を守る闘い

解散総選挙は来年には間違いなく行われるが、混沌とした政治情勢の下、いつ選挙となっても闘える態勢を整える。新幹線に伴う並行在来線問題に地本としてしっかり関わっていく。

2008春闘勝利、JR不採用事件の早期解決、組織拡大に向け地本執行委員会は先頭にたって闘う。

地方委員会書記長集約

①JR不採用事件の早期解決をめざす闘い

最重要課題であり、3・13鉄道運輸機構訴訟判決の内容、中央本部、東日本本部の動向を勘案し、集会、学習会、チラシ配布を含めた街頭宣伝行動等の世論喚起の取り組みを考えていく。各支部、分会は全組合員が参加できる態勢を確立すること。

同時に闘争団を支える体制の強化。紋別、美幌闘争団への支援再開について、札幌、釧路、函館闘争団に理解を求めていく。当面、白馬八方尾根スキー場でアルバイト中の紋別闘争団・柴田氏の現地激励行動を行う。

物販の取扱いを巡る諸問題については、地本としてしっかり受け止める。

②2008春闘に向けた闘い

すでに貨物会社関係での行動が行われている。2008春闘を職場から闘う春闘とすべく現場段階で国労機関として現場長と話し合いを持つなどの行動を全職場から取り組む。

共闘運動の強化に向け、シー・ブイ・エス・トヨクラ労組、アルピコ労組等県内で闘っている労組との交流学習会を開催していく。

エルダー社員の「総合共済」継続利用の取り扱い

JR東日本会社のエルダー社員制度導入に伴い、国労東日本本部は総合共済の継続利用について決定。全国交運共済生協東日本事業本部は、エルダー社員となる組合員について、2008年4月から「総合共済Ⅰ型」(現職者制度)の継続利用とすることとした。

交運共済は、高齢者雇用安定法の改正に伴い、2006年4月から退職者の総合共済継続利用を、自動補償(60歳退職後「総合共済Ⅱ型」により最長4年間を掛金徴収無しに自動補償)として実施してきた。

総合共済Ⅰ型はⅡ型よりも給付種目について有利な制度となっている。

☆2008年4月よりエルダー社員となる方の総合共済の移行

「総合共済Ⅰ型」			「総合共済Ⅱ型」	
60歳	<従来はⅡ型>	64歳	総合共済Ⅱ型へ移行	
(現職時)→	(エルダー社員)	→		
「総合共済Ⅱ型」		「Ⅱ型選択契約」		
64歳	68歳	至70歳		
最長4年間掛金徴収なし→		御自身による掛金納入		
で自動補償				

*2009年4月からは65歳までエルダー制度となるため、上記表の年齢は64歳を65歳、68歳を69歳と読み替えてください。

詳しくは、分会の共済担当者、または右記の交運共済へ

3・13不当判決 不当労働行為は決して消せない!

三月十三日東京地裁は、国労の闘争団員ら三十五名が鉄道運輸機構を被告として提訴していた雇用関係存在確認等請求事件について不当な判決を言い渡した。国労本部は即日、声明を出してこの判決に強く抗議するとともに、この誤りを正すため、全力をあげて裁判勝利と公正な全体的解決の実現に向けて取り組む姿勢を表明した。

判決の最大の焦点は「不法行為があったとしても、損害が生じたのはJR不採用の一九八七年四月か遅くとも国鉄清算事業団を解雇された一九九〇年四月であり、原告らは法的措置をとらなかつた」として時効が完成していると判断し、不当労働行為には触れなかつた点にある。

これは、先の二つの判決の流れを踏みにじるもので、「時効」の名で国家的不当労働行為を許し、消し去ることはできるものではない。

- ◆退職の際は、鉄道退職者の会への加入と、交運共済の継続契約を!
- ◎鉄道退職者の会 長野地方連合会 電話 026-226-6658
- ◎全国交運共済生協 長野事業部 電話 026-291-5057 JR:067-2583